　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料２

「富山県手話言語条例（仮称）」の内容（案）について

障害福祉課

富山県手話言語条例（仮称）について、関係団体及び有識者等からなる「富山県手話言語条例（仮称）制定検討委員会」における議論等を踏まえ、このたび、条例の内容（案）を取りまとめた。

現在、この内容によりパブリックコメントを実施し、広く県民から意見等を募集している。

１　条例の内容（案）（別紙「「富山県手話言語条例（仮称）」の内容（案）」参照）

　【構　成】

|  |  |
| --- | --- |
| 総論部 | ①目的、②定義、③基本理念、④県の責務、  ⑤県民等及び事業者の役割、⑥施策の策定及び推進 |
| 各論部 | ⑦基本的施策、⑧手話に関する調査研究、⑨財政上の措置、  ⑩富山県手話施策推進協議会の設置、⑪条例の施行日 |

２　パブリックコメントの実施

（１）期　　間　　平成２９年１２月１５日（金）～３０年１月１５日（月）

（２）実施方法　　「富山県手話言語条例(仮称)の内容（案）」等の関係資料を県のホームページ、

県庁県民サロン、各地方県民相談室等で公開し、これに対する意見等を郵送、

ファクシミリ、電子メールにより受け付ける。

３　これまでの経過及び今後の予定

（１）これまでの経過

９月２１日　　　県議会定例会において知事から条例制定について表明

１０月２５日～　　県手話言語条例（仮称）制定検討委員会設置（委員名簿別紙２のとおり）

１１月１９日　　　手話言語フォーラムinとやま(聴覚障害者協会主催)の開催

１１月３０日　　　関係団体による知事への要望

（２）今後の予定（今後さらにご意見を幅広く聴取し、条例案を取りまとめていく）

１２月１２日～　　県手話言語条例（仮称）制定検討委員会

１２月１５日～　　パブリックコメントの実施（～１月１５日）

　 　　　　　　　　　　障害者団体等への意見聴取

１２月２５日　　　富山県障害者施策推進協議会への報告

　 　　１月 下旬　　　 条例(案)の取りまとめ

【参考】「富山県手話言語条例（仮称）制定検討委員会」の概要

1. 設置期間　　平成２９年１０月～３０年３月
2. 委員構成　　当事者団体、手話関係団体、学識経験者等で構成　（計１１名）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所属等 | 役職 | 氏名 | 備考 |
| 当事者団体 | 富山県聴覚障害者協会 | 理事長 | 石倉　義則 | 座長 |
| 全日本ろうあ連盟 | 副理事長 | 小中　栄一 |  |
| 富山県難聴者・中途失聴者協会 | 会長 | 福村　清昭 |  |
| 富山障害フォーラム | 事務局長 | 針山　和雄 |  |
| 手話関係団体 | 富山県手話通訳士会 | 会長 | 毎熊　由紀 |  |
| 富山県手話通訳問題研究会 | 会長 | 新船　洋平 |  |
| 富山県手話サークル連絡協議会 | 会長 | 山﨑　直美 |  |
| 学識  経験者 | 富山短期大学 | 教授 | 宮田　　徹 |  |
| 富山福祉短期大学 | 教授 | 鷹西　　恒 |  |
| 県関係 | 富山県教育委員会県立学校課 | 課長 | 本江　孝一 |  |
| 富山県厚生部障害福祉課 | 課長 | 齊木　志郎 | 副座長 |

　　　 ※条例（案）の取りまとめのため、検討委員会を６～７回程度開催する予定。

また、検討委員会のほか、メーリングリストにより、随時、各委員と情報共有や意見交換を実施。